

経済産業大臣の認定を受けた  
株式投資型クラウドファンディング業者の  
電子募集取扱業務により個人が株式を取得  
した場合のエンジェル税制の適用について

令和2年4月

中小企業庁  
創業・新事業促進課

## 1. 認定制度の趣旨

- (1) エンジェル税制では、対象企業が税制優遇を行うに足りるベンチャー企業であることを確認するために、形式基準を設け、当該基準に合致していることを公的に証明するために、都道府県において確認を行っております。ベンチャー企業としての形式要件としては、試験研究費支出要件や外部資本導入要件などがあります。
- (2) しかしながら、不特定多数の者から少額出資を募る株式投資型クラウドファンディング業者が、成長性・新規性を有するベンチャー企業であることについて目利きをし、かつ専門的知識や経験を活用して指導を行う場合には、形式基準を設けてその確認を都道府県で行うことは、エンジェル税制を活用してベンチャー企業を育成する民間事業者が無駄な事務コストを生じさせるだけでなく、行政コストという観点からも無駄といえます。
- (3) このような観点から、経済産業省では、民間のプロの目利きであり、かつ専門的知識や経験を活用して発行会社の成長を支援していく株式投資型クラウドファンディング業者（金融商品取引法第29条の登録を受けた同法第29条の4の2第10項に規定する第一種少額電子募集取扱業務を行う者（以下「少額電子募集取扱業者」という。））を認定少額電子募集取扱業者として認定し、認定少額電子募集取扱業者が募集又は私募の取り扱いを行った一定の要件を満たした企業については、エンジェル税制におけるベンチャー企業としての要件（試験研究費支出要件及び外部資本導入要件）を免除し、都道府県での確認手続きを不要としております。

## 2. 認定手続き

経済産業省では、民間のプロの目利きであり、かつ専門的知識や経験を活用して発行会社の成長を支援していく株式投資型クラウドファンディング業者を認定少額電子募集取扱業者として認定するにあたり、主に次の書類を求めています。

### (1) 申請時提出書類

① 申請書（様式第二）（2通）

② 様式第二別紙 「少額電子募集取扱業者概要」〔2通〕

※金融商品取引法第29条の登録を受けた者であって、募集又は私募を取り扱う株式を発行する特定中小会社及び特定新規中小会社に対して積極的な指導を行うことが確実である旨を説明した書類及び添付資料（必要な添付資料は様式集を参照）

③ 少額電子募集取扱業者の登記事項証明書

④ 取扱要領の写し

### (2) 提出先

〒100-8912

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省中小企業庁経営支援部 創業・新事業促進課

TEL 03-3501-1767

FAX 03-3501-7055

### (3) 申請・認定時期

申請はいつでも可能ですが、認定の日以前の投資はエンジェル税制の適用対象とはなりませんので、認定を受けようとする少額電子募集取扱業者は速やかに認定の申請を行ってください。

### (4) 認定証（様式第四）の交付

少額電子募集取扱業者の認定を行った場合は、認定証を交付します。

### (5) 認定の公表

少額電子募集取扱業者の認定を行った場合は、認定の日及び少額電子募集取扱業者概要を中小企業庁ホームページに公表します。

## 3. 認定に当たっての審査の視点

税制の適用を受けるにあたっては、当該申請者が、プロの目利きであり、かつ発行会社に対して積極的な指導を行うものであることが求められま

す。

このための要件として、少額電子募集取扱業者については、租税特別措置法施行規則第18条の15第7項では「金融商品取引法第29条の登録を受けた者であって、その者行う電子募集取扱業務において募集の取扱い又は私募の取扱いをする株式を発行する特定中小会社に対して積極的な指導を行うことが確実であると見込まれるもの」と規定しております。

実際の認定に当たっては、募集又は私募を取り扱う株式を発行する租税特別措置法第37条の13第1項第2号に掲げる特定中小会社のほか同法第41条の19第1項第2号に掲げる特定新規中小会社に対して積極的な指導を行うことが確実と見込まれることが基準となりますが、具体的には、主に次の3つの点を確認します。

なお、当該者がプロの目利きであることについては特段要件が設けられていませんが、これは特定中小会社や特定新規中小会社への指導・支援を公表して投資家から資金を集められるものであれば、十分にプロの目利きであるといえるからです。

- (1) 日本証券業協会の自主規制規則に基づいて整備されている取扱要領に、株式投資型クラウドファンディング業務により募集又は私募の取扱いを行った発行会社に対して指導・支援を行う旨が明記されていること。

取扱要領には日本証券業協会が公表している「株式投資型クラウドファンディング業務に関する取扱要領」作成上の注意事項に基づき、以下のよう発行会社に対して指導・支援を行う旨を定めてください。

**「株式投資型クラウドファンディング業務により募集又は私募の取扱いを行った発行者に対して、発行者の同意により、事業計画の進捗等に関する必要な指導や支援を行う旨」**

※「株式投資型クラウドファンディング業務に関する取扱要領」作成上の注意事項抜粋

- (2) 発行会社に対して指導を行うに足る知識・経験を有していること

取扱要領に、発行会社に対して指導・支援を行う旨を規定しても、指導を行う者が指導に関する知識・経験を有していない場合は、発行会社が指導を受け入れる蓋然性は低くなるため、少額電子募集取扱業者が発行会社に対して指導を行うことが確実であると見込むことは困難となります。

したがって、申請時点において、将来にわたって実際に発行会社に対して指導を行うことが確実であることを見込むためには、指導を行う者が一定の知識・経験を有していることが必要となるので、「少額電子募集取扱業者記載要領」にしたがって、「少額電子募集取扱業者概要」に指導を行う者の知識・経験を記入してください。申請後、経済産業省において指導

を行う方との面談を実施し、記入内容の確認をします。

- (3) 発行会社に対する指導の前提となる少額電子募集取扱業者の存続に関して、関係法令に抵触していないこと。

少額電子募集取扱業者が発行会社に対する指導を行うためには、少額電子募集取扱業者が将来にわたって存続していくことが前提となります。関連法制等（金融商品取引法や日本証券業協会が定める自主規制規則など）に抵触しているようであれば、その存続が危ぶまれるため指導を行うことが確実とは見込まれなくなります。

したがって、「金融商品取引法」を遵守するとともに、日本証券業協会が定める自主規制規則に抵触しないこと等を明らかにするために、投資家勧誘時に使用している資料を提出してください。

#### 4. 認定後の留意点

- (1) 認定の有効期限

認定の日から認定取消しの日まで

- (2) 変更の届出

申請にあたって提出した「少額電子募集取扱業者概要」に変更等が生じた場合は、中小企業庁創業・新事業促進課に対して変更があった旨及び変更後の別紙を届け出てください。なお、当該届出があった場合は、変更後の別紙を認定時と同様に公表を行います。

- (3) 誤りの申出

公表した別紙につき、第三者から誤りの申出があった場合は、当該少額電子募集取扱業者に対して調査を行うこととなります。

なお、少額電子募集取扱業者が当該調査を拒んだときは、認定は取り消されることとなりますので、ご注意ください。

- (4) 認定の取消し

次のいずれかに該当するときは、認定の取消しを行い、認定少額電子募集取扱業者に対して認定証の返還を求めることとなりますので、ご注意ください。

- ① 虚偽の申請を行ったとき
- ② 変更の届出を怠ったとき又は虚偽の届出を行ったとき
- ③ 経済産業大臣による調査を拒んだとき
- ④ 特定中小会社及び特定新規中小会社に対して積極的な指導を行うことが確実であると見込まれなくなったとき

認定の取消しが行われた場合には、速やかにその旨を自身の HP に掲載する等、投資家に対し周知徹底をし、投資家が不利益を被ることのないよう、最大限の配慮を行ってください。

また、④に関連して金融商品取引法第 5 2 条に規定する登録の取消しを命じられた場合は、業務継続が困難となり特定中小会社及び特定新規中小会社に対して積極的な指導を行うことが確実であると見込まれなくなることから、速やかに経済産業省に報告してください。同様に業務の全部若しくは一部の停止を命じられた場合においても、その期間や内容次第では、業務継続が困難な状況に陥る恐れがあることから、速やかに経済産業省に報告してください。

## 5. 認定を受けた少額電子募集取扱業者の役割

### (1) 認定少額電子募集取扱業者による確認書の発行

認定少額電子募集取扱業者は、発行会社が基準日において、「(参考) 発行会社の適用要件」に掲げる要件を満たしていること及び 6. (1) に記載された事項が投資契約に記載されており、当該契約に従って払込みによりされた株式取得であることを確認し、確定申告時に必要となる確認書(参考様式 2)を認定少額電子募集取扱業者の認定証の写しとともに各投資家に対して交付します。

なお、発行会社の適用要件の確認にあたっては、令和 2 年 4 月 1 日より利便性の向上を目的とし、都道府県の確認手続きにおいて提出書類の削減が図られたことから、認定少額電子募集取扱業者においても必要な場合を除き、同様の取り扱いをしてください。

### (2) 確認書発行の際の注意事項

租税特別措置法施行規則第 1 8 条の 1 5 第 5 項第 4 号ロ及び同規則第 1 9 条の 1 1 第 6 項第 2 号ロにおいて、租税特別措置法第 3 7 条の 1 3 第 1 項第 2 号及び同法第 4 1 条の 1 9 第 1 項第 2 号に掲げる会社は認定少額電子募集取扱業者から積極的な指導を受ける会社であり、かつ投資家と同規則第 1 8 条の 1 5 第 4 項第 1 号に定める契約又は同規則第 1 9 条の 1 1 第 4 項第 1 号の契約を締結する会社であることが定められております。これらはいずれも発行会社の要件となりますので、確認書発行の際に特にご注意ください。

### (3) 発行会社、投資家に対する手続上の支援

6. のとおり、認定少額電子募集取扱業者を通じた投資において、発行会社がエンジェル税制の適用を受ける場合にあっては、発行会社は確認書や

通知書、明細書を投資家や管轄税務署に対して提出する必要があります。  
認定少額電子募集取扱業者においては、それらの提出書類に関する手続上の指導や支援も積極的に行うことが必要となります。

(4) エンジェル税制の利用実績の報告

国は中小企業に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することから、エンジェル税制の実績を毎年・毎年度集計しております。

したがって、認定少額電子募集取扱業者が発行会社に対して（参考様式2）の確認書を発行した場合には、発行会社の情報や投資件数、投資金額等に関して、国に報告するようお願いいたします。（電子媒体での報告でも結構です。）

報告先

〒100-8912

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省中小企業庁経営支援部 創業・新事業促進課

TEL 03-3501-1767 FAX 03-3501-7055

e-mail [angeltax@meti.go.jp](mailto:angeltax@meti.go.jp)

## 6. 発行会社、投資家が行う手続きについて

### (1) 投資契約の締結

エンジェル税制の適用を受けるためには、発行会社と投資家の間で締結する投資契約に次に掲げる事項を含める必要があります。

#### 【記載事項】

##### (株式の発行等)

本契約の対象となる株式（以下「本株式」という。）の発行につき、発行会社が発行する株式の総数及び発行価額並びに投資家が取得する株式の数、発行価額及び発行価額の総額を明記していること。

##### (払込手続及び前提条件)

1. 本契約に基づいて行われる払込手続の方法及び払込期日を明記していること。
2. 投資家の払込期日における払込義務の前提条件として、投資家は、基準日（租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第18条の15第8項第1号イ【優遇措置B】又は第19条の11第8項第1号イ【優遇措置A】に定める基準日をいい、当該発行会社の設立の際に発行された株式の場合には当該会社の成立の日、当該会社の設立の日後に発行された株式の場合には当該株式の払込みの期日をいう。以下同じ。）において租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の12第1項第1号から第7号【優遇措置B】までに掲げる者に該当しないこと又は同令第26条の28の3第1項第1号から第7号【優遇措置A】までに掲げる者に該当しないことを発行会社に対して書面にて誓約し、発行会社は、その確認ができた場合には、租税特別措置法施行規則第18条の15第8項第2号【優遇措置B】又は第19条の11第8項第2号【優遇措置A】に掲げる確認をした旨を証する書類を作成し、投資家に交付すること、を明記していること。

##### (発行会社の特約に関する条項)

1. 発行会社による事実の表明として、発行会社は、基準日において、設立の日以後10年を経過していないこと及び租税特別措置法施行規則第18条の15第5項第1号から第3号までに掲げる要件に該当するものであること【優遇措置B】又は基準日において、設立の日以後5年を経過していないこと並びに同規則第19条の11第6項第1号及び第3号に掲げる要件に該当するものであること【優遇措置A】を明記していること。
2. 発行会社が投資家に対して約束する事項として、次のものを明記していること。
  - (1) 発行会社は、次に掲げる事項を記載した通知書を基準日の翌年1月31日までに当該発行会社の本店を所轄する税務署に対して提出すること。
    - ① 基準日において租税特別措置法第37条の13第1項第2号【優遇措置B】又は第41条の19第1項第2号【優遇措置A】に掲げる株式会社である旨
    - ② 租税特別措置法第37条の13第1項第2号ロに規定する第一種少額電子募集取扱業務を行う者（認定少額電子募集取扱業者）の名称
  - (2) 発行会社は、投資家が租税特別措置法第37条の13【優遇措置B】、第37条の13の2【特定株式の譲渡損失の繰越控除等】又は第41条の19第1項【優遇措置A】の規定の適用に際して必要となる租税特別措置法施行規則第18条の15第8項第3号又は同規則第19条の11第8項第3号に掲げる明細書を作成し、投資家の求めに応じて当該投資家に交付すること。
  - (3) 発行会社は、以下の事実が生じたときは投資家に対して書面により通知すること。
    1. 清算の終了又は特別清算の終了があった場合。
    2. 破産法（平成16年法律第75号）第30条第1項に規定する破産手続開始

の決定があった場合。

3. 発行会社が、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第67条第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社となった場合。

(4) 発行会社は、投資家が租税特別措置法第37条の13【優遇措置B】又は第37条の13の2【特定株式の譲渡損失の繰越控除等】又は第41条の19【優遇措置A】の規定の適用に必要となる情報の提供、書類の発行等を行うこと。

## (2) 確認書の発行

### [ア] 発行会社による確認書の発行

発行会社は、投資家が基準日において次の①から⑦までに掲げる者でないことを確認し、当該投資家に対して、確認書（参考様式1）を発行します。

#### ① 同族会社の判定の基礎となる株主

「同族会社の判定の基礎となる株主」とは、同族会社（株主の3人以下並びにこれらの同族関係者が有する株式の総数が発行済株式数の50%超に相当する会社）に該当する会社の株主のうち、上位3位までの株主グループでその持株割合がはじめて50%を超えるときにおける当該株主グループであるものをいいます。

② 当該会社の設立に際し、当該会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人（以下「特定事業主であつた個人」という。）

③ 特定事業主であつた個人の親族

④ 特定事業主であつた個人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

⑤ 特定事業主であつた個人の使用人

⑥ ③から⑤までに掲げる者以外の者で、特定事業主であつた個人から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの

⑦ ④から⑥までに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

### [イ] 発行会社による所轄税務署への通知

認定少額電子募集取扱業者が（参考様式2）の確認書を交付した場合は、発行会社は、基準日の翌年1月31日までに発行会社の住所を所轄する税務署長に通知書（参考様式3）を提出する必要がありますので。

※ 認定少額電子募集取扱業者は発行会社に対して当該通知を行うよう指導して下さい。

## (3) 確認書交付後の手続き

### [ア] 発行会社が行う手続き

#### ① 株式異動状況明細書の交付

投資時点における特例を受けるにあたって、発行会社は認定少額電子募

集取扱業者を通じて投資を行った投資家に対して株式異動状況明細書（参考様式5）を提出する必要があります。

## ②株式異動状況通知書の提出

発行会社は、投資家から当該株式の取得の翌年以後の各年において当該株式を譲渡又は贈与した旨の通知を受けるその他の事由により当該譲渡又は贈与を知った場合には、その知った年の翌年1月31日までに、発行会社を所轄する税務署に対して通知書（参考様式6）を提出する必要があります。

※ この手続きを確実にを行うために、認定少額電子募集取扱業者は投資家に対して、当該株式の譲渡又は贈与をした場合は、発行会社に通知する義務がある旨、周知する必要があります。

## （参考）発行会社の適用要件

### （1） 設立10年未満の中小企業者であること（優遇措置B適用の場合）

#### ①設立10年未満の定義

登記事項証明書により発行会社の設立の日を確認し、基準日（「会社の成立の日又は払込みの期日」をいう。以下同じ。）において、設立の日後10年未満であることを確認します。なお、発行会社が吸収合併による存続会社である場合には、当該設立の日は、合併による設立の日ではなく、その発行会社の設立の日であることに留意してください。ただし、新設合併により設立された会社については、特定中小会社の範囲から除かれているため、たとえ合併による設立の日後10年未満であっても、エンジェル税制の対象とはなりません。

#### ②中小企業者の定義

発行会社が中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であることを確認します。具体的には、次の表の業種の区分に応じ、それぞれ次の表に定める資本額または従業員数に該当しているかどうかを確認します。

資本額については、登記事項証明書のうち、資本の額の欄により、従業員数については、常時使用する従業員の数を雇用保険、労働保険、賃金台帳等により確認します。なお、従業員数については、役員、アルバイトは含みません。

業種	資本額	従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

- (2) 設立5年未満の中小企業者であり、設立以後の各事業年度において営業キャッシュ・フローが赤字であること（優遇措置A適用の場合）

①設立5年未満の定義

(1) 同様、登記事項証明書により発行会社の設立の日を確認し、基準日（「会社の成立の日又は払込みの期日」をいう。以下同じ。）において、設立の日後5年未満であることを確認します。なお、発行会社が吸収合併による存続会社である場合には、当該設立の日は、合併による設立の日ではなく、その発行会社の設立の日であることを留意してください。ただし、新設合併により設立された会社については、特定新規中小会社の範囲から除かれているため、たとえ合併による設立の日後5年未満であっても、エンジェル税制の対象とはなりません。

②営業キャッシュ・フロー赤字の定義

設立後の各事業年度に係る営業活動によるキャッシュ・フロー（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第112条第1号に掲げる営業活動によるキャッシュ・フローをいう。）が零未満であること。

③中小企業者の定義

(1) 同様、発行会社が中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であることを確認します。具体的には、次の表の業種の区分に応じ、それぞれ次の表に定める資本額または従業員数に該当しているかどうかを確認します。

資本額については、登記事項証明書のうち、資本の額の欄により、従業員数については、常時使用する従業員の数を雇用保険、労働保険、賃金台帳等により確認します。なお、従業員数については、役員、アルバイトは含みません。

業種	資本額	従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

- (3) 大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係にある法人（以下「大規模法人グループ」という。）の所有に属さないこと

大規模法人グループの所有に属さない会社として、次のいずれにも該当しないことを株主名簿により確認します。

- 発行済株式の総数の1/2超が、一つの大規模法人グループの所有に属しているもの

- ▶ 発行済株式の総数の2／3以上が、複数の大規模法人グループの所有に属しているもの

ここで、「大規模法人」とは、資本金等（「資本若しくは出資の金額」という。以下同じ。）が1億円超の法人（資本金等がないものについては、常時使用する従業員数が1,000人超の法人（外国法人についても内国法人に準じて取扱う。）をいう。また、「当該大規模法人と特殊の関係にある法人」とは、次のイからハまでに掲げる会社をいいます。

- イ. 当該大規模法人が有する他の会社の株式の数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の1／2以上に相当する場合における当該他の会社
- ロ. 当該大規模法人及びこれとイに規定する特殊の関係にある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の1／2以上に相当する場合における当該他の会社
- ハ. 当該大規模法人並びにこれとイ及びロに規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の1／2以上に相当する場合における当該他の会社

(4) 未上場・未登録会社であること

会社四季報等で上場株式・店頭売買登録銘柄の株式と照合することにより未登録・未上場会社であることを確認します。

(5) 風俗営業等を行っていないこと

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する「風俗営業」又は「性風俗関連特殊営業」を行っていないことを、登記事項証明書の会社の目的の欄により確認する。なお、風俗営業等を行っていないにも関わらず、登記事項証明書に当該事項が記載されている場合においては、変更登記により、当該事項が抹消され、その確認ができたときに、当該要件を満たすこととなります。また、登記事項証明書に当該事項が記載されていない場合でも、風俗営業等を行っていることが判明した場合は、当該要件は満たさないものとなります。

(6) その他

認定少額電子募集取扱業者から積極的な指導を受ける会社であり、電子募集取扱業務により、その発行する特定株式又は特定新規株式を払い込み

により取得をしようとする投資家と中小企業等経営強化法施行規則第12条第2項第3号ニに規定する投資契約書を締結することが必要となります。投資契約書の記載事項については、参考様式4-1及び参考様式4-2をご参考下さい。(優遇措置Aの要件を満たさない発行会社は赤字部分を抹消の上ご使用下さい。)

(以 上)